

兵庫県立大学国際交流機構規程

目次

- 第1章 総則（第1条～第4条）
- 第2章 国際交流推進会議（第5条～第12条）
- 第3章 運営委員会（第13条）
- 第4章 雑則（第14条・第15条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 兵庫県立大学国際交流機構（以下「機構」という。）は、兵庫県立大学（以下「大学」という。）の国際交流、グローバル教育及び外国語教育に関する企画、実施及び総括を行うことにより、大学の国際交流の推進を図ることを目的とする。

（業務）

第2条 機構は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- （1）国際交流の推進のための全学的な取組みに関すること。
- （2）グローバル教育の推進のための全学的な取組みに関すること。
- （3）外国語教育の推進のための全学的な取組みに関すること。
- （4）研究、教育等の国際化支援に関すること。
- （5）学術交流協定に関すること。
- （6）関係機関との連携及び調整に関すること。
- （7）その他前条の目的を達するために必要なこと。

（国際交流センター）

第3条 前条第1号から第3号及び第7号に係る事項のうち別に規程で定める業務を実施するための組織として、機構内に国際交流センターを置く。

（組織等）

第4条 機構に、次に掲げる職を置く。

- （1）機構長
- （2）副機構長
- （3）国際交流センター長

2 機構長は、学長の申出に基づき、理事長が任命する。

- 3 学長は、副学長の中から機構長を指名し、前項の申出を行う。
- 4 機構長は、機構の業務を統括する。
- 5 副機構長は、機構長の指名に基づく学長の申出に基づき、理事長が任命する。
- 6 副機構長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合は、前任者の残任期間とする。
- 7 国際交流センター長は、機構長をもって充てる。
- 8 第1項に掲げる職のほか、機構に常勤又は非常勤の教員等を置くことができる。

第2章 国際交流推進会議

(国際交流推進会議)

第5条 機構の業務にかかる重要な事項について審議・調整するため、国際交流推進会議を置く。

(審議事項)

第6条 国際交流推進会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 国際交流の基本的事項に係る方針及び計画に関すること。
- (2) グローバル教育の基本的事項に係る方針及び計画に関すること。
- (3) 外国語教育の基本的事項に係る方針及び計画に関すること。
- (4) 教員交流の推進に関すること。
- (5) 留学生の受入、派遣及び短期海外研修等学生交流に関すること。
- (6) 研究、教育等の国際化支援に関すること。
- (7) 学術交流協定の締結、更新、変更及び終結に関すること。
- (8) 国際交流センターに関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、機構の業務に係る重要な事項。

(組織)

第7条 国際交流推進会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 機構長
- (2) 副機構長
- (3) 国際商経学部、社会情報科学部、工学研究科、物質理学研究科又は生命理学研究科、環境人間学部、看護学部、応用情報科学研究科、シミュレーション学研究科、地域資源マネジメント研究科、減災復興政策研究科、会計研究科、経営研究科及び緑環境景観マネジメント研究科から選出された教員各1名
- (4) 事務局長
- (5) 事務局教育企画部長
- (6) その他機構長が必要と認めた者

(任期)

第8条 前条第3号に掲げる委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第9条 国際交流推進会議に議長を置く。

- 2 議長は、機構長をもって充てる。
- 3 議長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 4 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第10条 国際交流推進会議は、議長が招集する。

- 2 国際交流推進会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 国際交流推進会議の議事は、出席委員の過半をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員は、事故その他やむを得ない理由により国際交流推進会議に出席できないときは、あらかじめ議長の承認を得て、代理人を出席させることができる。

(委員以外の者の出席)

第11条 議長が必要と認めた場合は、国際交流推進会議の同意を得て、委員以外の者を国際交流推進会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(部会)

第12条 国際交流の企画・検討・調整のため、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 前項の部会は議長が設置することとし、設置した部会の運営に関する事項は、別に定める。

第3章 運営委員会

第13条 機構の円滑な運営を行うため、公立大学法人兵庫県立大学教授会規程（平成25年公立大学法人兵庫県立大学規程第78号）第2条第2項に規定する委員会として、国際交流機構運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会に関する規程は、別に定める。

第4章 雑則

(庶務)

第14条 機構の庶務は、事務局教育企画部大学教育改革室教育改革課が行う。

(補則)

第15条 この規程に定めるもののほか、機構の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成29年7月1日から施行する。
- 2 この規程の施行後最初に任命される副機構長の任期は、第3条第6項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。ただし再任を妨げない。
- 3 この規程の施行後最初に任命される委員の任期は、第7条の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。ただし再任を妨げない。

附 則 (平成31年4月1日改正)

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 経済学部及び経営学部は、改正後の第6条第3号の規定にかかわらず、平成31年3月31日に当該学部在学する者が当該学部在学しなくなる日までの間、両学部に関する規定については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年9月1日改正)

この規程は、令和元年9月1日から施行する。